

飯塚市障がい者地域生活支援事業実施要綱

平成25年4月1日

飯塚市告示第86号

改正 H26-297、H27-29、H30-32

飯塚市障がい者地域生活支援事業実施要綱(平成18年飯塚市告示第209号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条の規定による地域生活支援事業(以下「事業」という。)の実施については、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(事業)

第2条 本市が実施する法第77条の規定に基づく事業は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援事業
- (2) 成年後見制度利用支援事業
- (3) 意思疎通支援者派遣事業
- (4) 日常生活用具給付等事業
- (5) 地域活動支援センター事業
- (6) 移動支援事業
- (7) 訪問入浴サービス事業
- (8) 日中一時支援事業
- (9) 自動車運転免許取得助成事業
(H27-29繰上)
- (10) 自動車改造助成事業
(H27-29繰上)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める地域生活支援に係る事業
(H27-29繰上)

2 前項各号の事業内容等は、別途事業ごとに実施基準(以下「各事業実施基準」という。)で定めるものとする。

(事業の実施)

第3条 市長は、事業を適切な事業運営ができると認められる社会福祉法人等で、あらかじめ市に登録したもの(以下「提供事業者」という。)に実施させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事業の全部又は一部を適切な事業運営ができると認められる団体等に委託することができる。

(提供事業者の登録)

第4条 前条第1項に規定する登録(以下「登録」という。)の対象は、事業を実施しようとする者で、法第36条の規定により障がい福祉サービス事業を行う者として福岡県知事の指定を受けた者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15の規定により障がい児通所支援事業を行う者として福岡県知事の指定を受けた者とする。

2 登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、登録申請書に福岡県知事が障がい福祉サービス事業を行う者又は障がい児通所支援事業を行う者として交付した指定確認通知書又は指定通知書の写し(有効期限が記載されているものに限る。)を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、申請内容の確認を行い、適当と認めたときは申請者を提供事業者として登録するものとする。この場合において、当該登録の有効期限は、福岡県知事が障がい福祉サービス事業を行う者又は障がい児通所支援事業を行う者として指定する有効期限までとする。

4 市長は、提供事業者の登録を行ったときは、登録通知書により申請者に通知するものとする。

(H30-32一改)

(提供事業者の変更等)

第5条 提供事業者は、申請内容に変更が生じたときは、変更承認申請書により、その旨を市長に申請し、承認を得なければならない。

2 提供事業者は、事業の運営を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、廃止等届出書により、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

(利用対象者)

第6条 事業の利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者で、その者又はその保護者が市内に居住しているものとする。ただし、各事業実施基準において利用対象者について別の定めがあるときは、当該規定によるものとする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障がい者手

帳の交付を受けた者

- (2) 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障がい者手帳の交付を受けた児童
 - (3) 療育手帳の交付を受けた者又は療育手帳の交付を受けていない児童であつて、早期の療育が必要と市長が認めたもの
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者又は同等の障がいを有することを証明する書類を有する者
 - (5) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働省が定める程度である者
- 2 前項の規定にかかわらず、法第19条第3項に規定する特定施設入所障がい者であつて同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地(同項に規定する継続入所障がい者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「居住地特例地」という。)が市内であるものは、地域生活支援事業を利用できるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、居住地特例地が他の市町村である者は、地域生活支援事業を利用できないものとする。

(利用申請)

- 第7条 第2条第1項第6号、第7号又は第8号の事業(以下「支援サービス給付事業」という。)を利用しようとする者又はその保護者は、市長に地域生活支援事業利用申請書を提出するものとする。

(H27-29一改)

- 2 前項に規定する申請に当たっては、前条第1項各号に規定する手帳その他関係書類を提示するものとする。ただし、療育手帳の交付を受けていない児童であつて、早期の療育が必要と市長が認めたものについては、この限りでない。
- 3 第2条に定める事業のうち、支援サービス給付事業以外の事業に関する手続等に関しては、各事業実施基準で定める。

(利用決定)

- 第8条 市長は、前条第1項に規定する申請があつたときは、速やかに審査を行い、利用の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により利用の決定をしたときは、飯塚市地域生活支援事業利用決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合、申請のあつた支援サービス給付事業ごとに、支援サービス給付事業に係るサービス量、利用者負担額その他市長が必要と認める内容(以下「サービス量等」という。)を定

めるものとする。

- 3 市長は、前条第1項に規定する申請を却下するときは、地域生活支援事業利用申請却下決定通知書により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項に規定する利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、地域生活支援事業受給者証にサービス量等を記載のうえ、交付するものとする。
(利用決定の変更)

第9条 利用者は、サービス量等を変更する必要があるときは、地域生活支援事業利用変更申請書を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに審査を行い、変更を適当と認めるときは、変更の決定を行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定により変更の決定をしたときは、地域生活支援事業利用変更通知書により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項に規定する申請を却下するときは、地域生活支援事業利用変更申請却下決定通知書により申請者に通知するものとする。
(利用決定の取消し)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項及び前条第2項の規定により決定された利用決定を取り消し、飯塚市地域生活支援事業利用決定取消通知書により利用者に通知するものとする。

- (1) 利用者が支援サービス給付事業に係るサービスを受ける必要がなくなったと市長が認めるとき。
 - (2) 利用者が市内に住所を有しなくなったとき。(居住地特例地が本市であるときを除く。)
 - (3) 利用申請に際し、虚偽の申請を行った等不正行為が認められたとき。
- 2 市長は、前項に規定する取消しを行うときは、飯塚市地域生活支援事業利用決定取消通知書により利用者に通知するものとする。
(事業費の基準額)

第11条 第2条に定める事業に要する費用の基準額は、各事業実施基準により算定した額とする。

(負担額及び助成等額)

第12条 事業(第2条第1項第1号、第2号、第3号、第5号、第9号及び第10号までを除く。)を利用した場合、当該利用者、保護者等は、別表第1に定める額を提供事業者を支払うものとする。

(H27-29一改)

2 事業(第2条第1項第2号、第9号及び第10号に限る。)の助成等額は、別表第2のとおりとする。

(H27-29一改)

3 前2項の規定にかかわらず、基準額を超える部分は、自己負担とする。

(介護保険法との調整)

第13条 事業は、当該障がい者等の障がいの状況により、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による地域生活支援事業の給付に相当する給付を受けることができるときは、その限度において利用できない。ただし、利用者の心身の状況等により、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(様式)

第14条 事業に係る様式は、別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月1日 告示第297号)

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年1月22日 告示第29号)

この告示は、告示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成30年2月15日 告示第32号)

この告示は、告示の日から施行する。

別表第1(第12条関係)

(H26-297、H27-29一改)

事業	世帯構成別費用負担額		
	生活保護世帯	市町村民税世帯 非課税世帯	市町村民税課税 世帯
日常生活用具給付等事業	無	無	基準額又は購入等経費の合計額のいずれか低い額の10分の1
移動支援事業	無	事業に要した費用の10分の1	事業に要した費用の10分の1
訪問入浴サービス事業	無	事業に要した費用の10分の1	事業に要した費用の10分の1
日中一時支援事業	無	事業に要した費用の10分の1	事業に要した費用の10分の1

備考

- 「世帯」の範囲については、利用者が障がい者である場合には当該障がい者及び配偶者とし、障がい児である場合には利用決定保護者の属する住民基本台帳上の世帯とする。ただし、生活保護世帯については、利用者の属する住民基本台帳上の世帯とする。
- 市町村民税世帯非課税世帯とは、利用者及び当該利用者と同じの世帯に属する者が事業を受ける日の属する年度(事業を受ける日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない世帯又は当該市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された世帯(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)とする。
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に規定する支援給付受給者については、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者とみなす。
- 日常生活用具給付等事業における市町村民税課税世帯とは、世帯のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以下の世帯とする。
- 負担額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

別表第2(第12条関係)

(H27-29一改)

事業	助成等額(上限)
成年後見制度利用支援事業	審判の請求に要する費用及び後見人等に対する報酬等の全部又は一部
自動車運転免許取得助成事業	100,000円
自動車改造助成事業	100,000円

備考

- 1 成年後見制度利用支援事業における助成の対象となる後見人等には、被後見人等との関係が配偶者若しくは四親等内の親族又は任意後見人となる者を含まない。
- 2 助成等額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。